

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	37
○農業振興地域の指定の一部改正……………（農地調整課）	37
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	37
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	38
○道路の供用の開始……………（道路課）	38
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 ……………（出納局総務課）	38
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	38
告 示	
北海道告示第736号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年11月9日、大雪土地改良区の定款の変更を認可した。 平成19年11月20日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第737号	
昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。 その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。 平成19年11月20日 北海道知事 高 橋 はるみ	
1 昭和45年北海道告示703号の一部を次のように改正する。 東神楽地域の事項中「平成12年北海道告示第1812号」を「平成19年北海道告示第705号」に改め、弟子屈地域の事項を次のように改める。	

弟子屈町の区域のうち、都市計画法で定める用途地域（平成2年弟子屈町告示第32号により変更告示された後の用途地域）、弟子屈空港の区域、字屈斜路4、5の一部、7の一部、11、12、40（2に限る。）、50の一部、98（1の一部に限る。）、114、115（1に限る。）、118（1に限る。）、119（5に限る。）、121（1に限る。）、123、142（1に限る。）、143、144、158、159の一部、160、162から164、167、168の一部、181（1に限る。）、183（1に限る。）、188（1に限る。）、193（1に限る。）、194（1に限る。）、196（1に限る。）、199（1に限る。）、204（1及び2の一部に限る。）、205、206、218（2から4に限る。）、219（1に限る。）、220（1及び3に限る。）、262（1に限る。）、263、264、269（21、47、49、55、56及び58に限る。）、328（3の一部に限る。）、330（1に限る。）、333（1に限る。）、334、335（1に限る。）、338（1の一部に限る。）、342、344（1に限る。）、354、410（1から4に限る。）、420（5、12から14に限る。）、422（6、11、12、43及び44に限る。）、444、446、447、453の一部、455、467、468、471、473、474、476、517、544（3に限る。）、549、554（1に限る。）、560、566から568、594（1に限る。）、字屈斜路原野443（3に限る。）、463（8に限る。）、464（1から3、5から7及び9から12に限る。）、465、466、481（1及び5から7に限る。）、482、483、字屈斜路原野基線1（6、8から16及び19から57に限る。）、字美留和522（3に限る。）、593（1及び2に限る。）、595、字美留和61線46（1に限る。）、字美留和原野61線44、字美留和原野62線50（1及び4に限る。）、国有林野の区域（根釧西部森林管理署屈斜路森林事務所管轄区域1から3及び293（ニ小班の区域に限る。）林班の区域を除く。）、弟子屈町有林野8の一部、14の一部、15の一部、29、32及び63林班の区域、民有林野99の一部、100の一部、101の一部、102の一部、103の一部、104林班の一部及び106から119林班の区域並びに屈斜路湖及び摩周湖の水面の区域を除いた区域。

2 昭和45年北海道告示第2678号の一部を次のように改正する。

江別地域の事項中「平成12年北海道告示第569号」を「平成19年北海道告示第705号」に改める。

3 昭和47年北海道告示第3389号の一部を次のように改正する。

函館地域の事項中「平成19年北海道告示第211号」を「平成19年北海道告示第705号」に改める。

北海道告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、鷹栖町鷹栖西地区の換地処分をした。

平成19年11月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第739号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年11月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 寿都郡黒松内町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第740号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年11月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 雨竜郡北竜町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び北竜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年11月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 夕張岩見沢線	夕張市住初2番2地先から 夕張市福住10番1地先まで	平成19.11.20

北海道告示第742号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成19年12月1日から施行する。

平成19年11月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

2	売りさばき人の項北星信用金庫の事項を次のように改める。
北星信用金庫	昭和39.6.1 北星信用金庫本店
	同 土別中央営業部
	同 土別北支店

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第44号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年11月20日

北海道網走支庁長 平 塚 努

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア リール式散水機（L＝270m以上、レインガン型）	2台
イ リール式散水機（L＝300m以上、レインガン型）	2台
ウ モノレール式自動散水機（ハウス幅5.4m、L＝30m）	1基
エ モノレール式自動散水機（ハウス幅5.4m、L＝50m）	1基
オ モノレール式自動散水機（ハウス幅5.4m、L＝60m）	2基
カ モノレール式自動散水機（ハウス幅5.4m、L＝70m）	2基
キ モノレール式自動散水機（ハウス幅5.4m、L＝100m）	3基
ク モノレール式自動散水機（ハウス幅6.3m、L＝60m）	2基
ケ モノレール式自動散水機（ハウス幅6.3m、L＝70m）	2基
コ モノレール式自動散水機（ハウス幅6.3m、L＝80m）	3基
サ モノレール式自動散水機（ハウス幅7.2m、L＝80m）	2基
シ モノレール式自動散水機用運搬キャリアカー	15台
ス 半定置式散水施設（12本立、2列タイプ）	6基
セ ブースターポンプ（φ65）	6個
ソ 送水ホース（φ65、L＝20m）	112本
タ 調整弁（φ65）	15個
チ 減圧弁（φ65）	11個

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成20年3月27日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次にいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年11月20日から12月19日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日の閉庁日を除く。）

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093－8585 網走市北7条西3丁目
北海道網走支庁地域振興部総務課

(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道網走支庁地域振興部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎4階2号会議室
（送付による場合は、郵便番号 093－8585 網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁地域振興部総務課）

(2) 入札日時 平成20年1月8日（火）午後2時（送付による場合は平成20年1月7日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道網走支庁地域振興部総務課

(2) 所在地 郵便番号 093－8585 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152－41－0608

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Reel Irrigator (L=270m, lane cancer type)	2
b. Reel Irrigator (L=300m, lane cancer type)	2
c. Automatic water sprayer with monorail system (For the greenhouse with 5.4m in width, L=30m)	1
d. Automatic water sprayer with monorail system (For the greenhouse with 5.4m in width, L=50m)	1
e. Automatic water sprayer with monorail system (For the greenhouse with 5.4m in width, L=60m)	2
f. Automatic water sprayer with monorail system (For the greenhouse with 5.4m in width, L=70m)	2
g. Automatic water sprayer with monorail system (For the greenhouse with 5.4m in width, L=100m)	3
h. Automatic water sprayer with monorail system (For the greenhouse with 6.3m in width, L=60m)	2
i. Automatic water sprayer with monorail system (For the greenhouse with 6.3m in width, L=70m)	2
j. Automatic water sprayer with monorail system (For the greenhouse with 6.3m in width, L=80m)	3
k. Automatic water sprayer with monorail system (For the greenhouse with 7.2m in width, L=80m)	2
l. Carrier car	15
m. Removable sprinkler system (12 risers, can be installed 2 rows in parallel)	6
n. Pump with overgear for tractors	6
o. Supply hose (outer diameter ϕ 66, L=20m)	112
p. Gate valve	15
q. Pressue regulator (I. D. 65mm)	11

B. Bid tendering date and time : 2:00 P. M., January 8, 2008

(mailed bids must arrive no later than January 7, 2008)

C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri Subprefectural

Office, Hokkaido Government, Nishi 3-chome, Kita 7-jo, Abashiri, Hokkaido.

Post code 093-8585, Japan

Phone : 0152-41-0608

正 誤

○平成19年 3 月30日（号外第11号）

北海道人事委員会規則 7-1130（給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則）
中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

21 右 32

誤 第6条を第5条とする。

正 第5条を削り、第6条を第5条とする。